# 大綱策定の考え方について

資料5

## 1 大綱策定の概要

## 1 定義

- 教育,学術及び文化の振興に関する総合的な施策について,
- ① **目標や施策の根本となる方針を定めるもの。** ⇒具体的な施策について策定することを求めてはいない。
- ② 国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考に、地域の実情に応じて大綱を定める。
- ③ 大綱が対象とする期間は法律の定めがないが、概ね4~5年を想定する。

### 2 その他計画との関係

目標や施策の根本となる方針を定めた計画があれば、別途、大綱を策定する必要はない。

【例】総合計画,教育振興計画,生涯学習推進計画等

#### 3 記載事項

大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、 「学校の耐震化」、「学校の統廃合」、「少人数教育の推進」、「総合的な放課後対策」、 「幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実」等、

<u>地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。</u> ⇒但し、地方公共団体の長の権限に関わらない事項(<u>教科書の採択の方針</u>, <u>教職員人事の基準</u> <u>等)</u>について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる。

## 2 本市の大綱策定の考え方

第五次総合計画に定める教育や学術・文化 等の目指す目標や施策の根本となる方針を 大綱と位置づけ

# 第五次総合計画を大綱とする理由

- 1 総合計画=市のまちづくりに係る最上位計画であり、全てのまちづくり計画の基本的な方針となるもの。総合計画を大綱とすることで本市が目指す将来都市像・方向性を統一化
- 2 大綱は、地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や施策の根本となるもの

総合計画は,将来都市像・まちづくりの方針や目標を実現するための施策を 定めるものであり,当該計画の中の教育や学術・文化等の振興に関する分野をもっ て大綱に代えることとした場合は,新たに大綱を策定する必要はない。

## 3 総合計画と大綱の関連性

> 将来都市イメージ

柏市の10年後の理想の姿

▶ 重点目標

今後10年を見据え、 特に注力して取り組むまちづ くりのテーマ

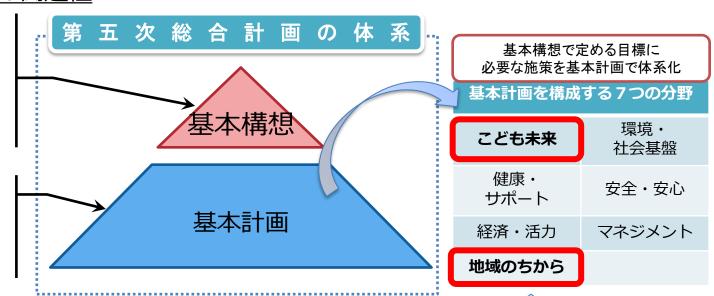
> 分野別計画

め

な目標

(目標) おおおり (日本) おおり (日本) はいままり (日本) はいままり

基本構想を実現するための、 行政分野別での戦略的な取組 (前期・後期基本計画各5年)



# 充実した教育が実感でき、安心して産み育てられるまち

①健やかな成長を支える教育環境づくり

柏で生まれ育つ子どもたちが、心身ともに健康で、自ら考え、学ぶことができる基礎を 身に付けるため、教育・学習活動の環境を整備。

②子育て・親育ちを支援するまちづくり

子育て世帯のライフスタイルの多様化による保育環境の整備を積極的に充実化。 子育ての不安や負担、孤立感に対する地域における子育て支援の取組を充実化。 親同士が子育てを通じて支え合い、学び合うような関係づくりを構築。

③親子が安心、楽しめるまちづくり

スポーツ・文化資源などの柏市の魅力を活かし、親子が楽しめ、潤いある生活環境を推進。 子どもが巻き込まれる犯罪や事故等を防止するための協力体制の整備やこどもの居場所づく り等,安心して子どもを育てられる環境を整備。 目標や施策の根本となる方針本市の大綱策定の考え方

3

